

畜舎に関する規制の見直しについて

2020年11月
農林水産省

1. 畜舎に関する規制の見直しについて

○ 「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を本年2月に立ち上げ、5月に「中間取りまとめ」を実施。さらに、本年7月の規制改革実施計画においては、「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備（令和3年上期）することとされた。

規制改革実施計画のポイント (令和2年7月閣議決定)

- 農林水産省は、国土交通省と連携して、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について、「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備。
- 法律案の整備に当たっては以下の点に留意。
 - ・ 建築コストの削減、ソフト基準による人件費の削減を始めとする経営コストの実質的な削減について試算し、畜産業の国際競争力強化が図られることを明らかにする。
 - ・ 農業者の意見を十分に踏まえる。
 - ・ 畜舎が利用基準に適合しなくなった場合の措置など地方自治体に対して適切な支援を講じるなどの対応を検討する。

中間取りまとめの概要

- 新制度は国際競争力強化に向けて畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で**建築基準法の特例として措置**。
- 新築・増改築の際に、**畜産農家が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来からの基準」を選択可能**。

○ 新制度による基準等

(対象) **市街化区域と用途地域等を除いた地域**に建築士の設計に基づき建築される**平屋の畜舎及びその関連施設（たい肥舎及び搾乳施設）**

(手続) ・畜産農家が作成した畜舎の利用に関する計画及び設計に関する計画について、内容がソフト基準及びハード基準を満たしているか、行政が確認
 ・**ハード基準の確認手続**について、**一定の基準を満たすものは除外**するなど手続等の簡素化
 （確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ）

(基準) 畜産農家が下記の**【A基準】**又は**【B基準】**のどちらかを選択できる仕組み

		【A基準】	【B基準】
ソフト基準	畜産振興の観点	・ 作業効率化に関する計画 ・ 作業人員の減少の見込み 等	同左
	安全面の観点	・ 滞在密度の規制 ・ 避難路の確保 等	・ 作業効率化による畜舎内滞在時間の削減等を十分加味した滞在密度の規制 ・ 避難手順の明確化等の確実な避難路の確保 ・ 避難に時間がかかる場合の避難スペースの確保 等
ハード基準		建築基準法に準じたハード基準 ※1、2 ※1:当初は現行と同程度のもの(震度6強から7に達する程度の地震では倒壊しない基準を想定) ※2:今後、技術的な検討(実物実験等)を踏まえ上で緩和を検討	緩和されたハード基準 ※3 ※3:例えば、震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定)

「中間取りまとめ」を踏まえ、令和2年度中に、**畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備**

2. 畜舎に関する規制の見直しに関する法律案の概要

- 畜産業の国際競争力の強化を図るため、畜舎利用構造等計画の認定を受けて建築される畜舎等について建築基準法の特例として措置を講じ、畜産業の振興を図る。

制度の対象となる畜舎等

- ・畜舎（搾乳施設等を含む）及び堆肥舎
- ・建築士が設計
- ・市街化区域又は用途地域以外の地域
- ・平屋建てで一定の高さ以下

利用基準（ソフト基準：利用の方法）

滞在時間・人数（滞在密度）が一定以下、避難路の確保等

技術基準（ハード基準：畜舎の構造等）

利用基準と相まって安全上支障がないこと（**建築基準法より緩和**）

畜舎利用構造等計画の申請

畜舎等を建築しようとする者は計画を作成

ソフト関係

- ① 畜舎等での事業の内容（家畜の種類・頭数等）
- ② 畜舎等の利用の計画（滞在時間・避難路等）

ハード関係

- 一定規模（※）以上の畜舎は、
- ③ 畜舎等の構造等の計画

都道府県知事の計画認定

知事は以下に該当する計画を認定

ソフト関係

- ① 飼養管理等が適正
- ② 利用の計画が利用基準に適合

ハード関係

- 一定規模（※）以上の畜舎は、
- ③ 構造等の計画が技術基準に適合
- （※ **規模は建築基準法より大幅に緩和**）

計画認定を受けた畜舎

- ・ **建築基準法の規定は適用しない**
- ・ 利用基準及び技術基準に従って利用・維持しなければならない
- ・ 知事は利用基準・技術基準に従っていないときは必要な改善等を命ずることができる

3. 新制度における技術的基準について

- 畜舎の新制度における技術的基準について、現在、検討を行っているところ。

技術的基準の具体的な事項

- (1) 制度の対象となる畜舎の高さ、軒高等（建築基準法では高さ13m以下、軒高9m以下）
- (2) 構造に関する審査が不要となる面積（建築基準法では木造500㎡以下、その他200㎡以下）
- (3) A・B基準における利用上の基準（ソフト基準）の具体的な内容
 - ・ 滞在時間・人数（滞在密度）
 - ・ 避難路の確保等
- (4) A・B基準における構造上の基準（ハード基準）の具体的な内容
 - ・ 部材の強度
 - ・ 幅厚比（鉄骨）
 - ・ 屋根材料
 - ・ 基礎
 - ・ 防火関係規定
- (5) 海外の部材・システムの利用の考え方
- (6) 認定・更新等に係る手続き

4. 構造に関する審査が不要となる面積の引上げによる手続等の簡素化

- 一定規模以上の建築物を建築する際は、建築基準法に基づく建築確認等が必要となり申請の費用と期間が発生。
- 新制度においては、構造に関する審査（建築確認に相当）が不要となる面積を大幅に引き上げる（例えば1,000㎡～2,000㎡程度）など、手続等の簡素化を行う。

現行

- 木造：500㎡、その他：200㎡を超える畜舎については、建築基準法に基づく建築確認等が必要となり、一定の費用と申請期間が発生。
- 国の補助事業等を活用し畜舎を建設する際には、年度内に建築を終える必要。
⇒ 建築確認等に必要な期間等を含めると、年度内に建築が終えられない等の理由で、事業を活用できない場合も。

新制度

- 構造に関する審査（建築確認に相当）が不要となる面積（木造：500㎡、その他：200㎡）の大幅な引上げなど、手続等を簡素化

（参考）確認申請等に係る費用の例

	(円)
建築確認申請・完了検査手数料	447,000
申請手続関連経費 (打合せ、書類提出、完了検査立会等)	100,000
合計	547,000

確認期間：35日以内（書類の修正等が必要な場合、さらに長期化）



⇒ 確認が不要となれば早期に畜舎利用が可能となり、収入が早く得られることにつながる。

5. 部材の強度の見直し

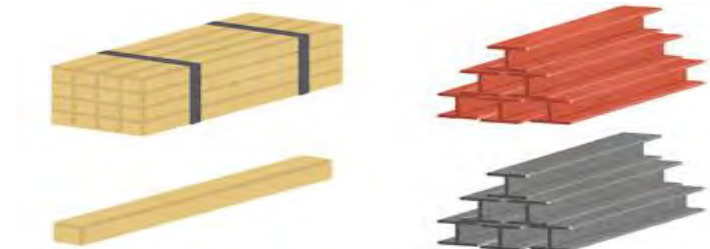
- 建築基準法上は、部材の強度については、中地震でも損傷しないよう、一定の安全係数等を設定した強度にすることが義務付けられているが、これを緩和。
- 必要な安全性を確保した上で、30%程度から10%程度部材を削減可能。

概要

- 部材の基準強度に設けられている安全係数等について、畜舎の場合は安全係数等を設定せず、部材の強度を満度に活用。
- 安全係数等を設定しなかった場合の部材の減少量等を、設計士の協力を得て検証。

見直しの方向

- 木材や鉄骨の量を少なくすることが可能であり、低コスト化を図れる可能性。
- 畜舎の規模や仕様にもよるが、30%程度から10%程度の低減が可能であることが示唆。



6. 海外の部材・システムの利用の考え方

- 建築基準法上は、原則、主要な部材についてJ I S規格に適合したもののか、認定したものをを使用することを義務付け。
- J I S規格でない海外等の部材を用いる場合には、業者が別途安全性について国土交通大臣の認定を受ける必要があり、追加コストが生じたり、部材を追加しなくてはならないケースもあるため、これを緩和。
- J I S規格でない部材等について、海外で使用されているものについては、基本的に使用を認める方向で検討。

現行

- 諸外国の部材で、J I S規格に適合していないものは、原則、国土交通大臣の認定を受ける必要。



新制度

- J I S規格でない部材及びシステム（ドーム畜舎等）については、諸外国で安全性が証明されているものは、使用を認める方向で検討。

(参考) 海外部材による畜舎建築コストの比較 (膜構造畜舎の事例)

	海外部材による畜舎 (1\$=105円として試算。輸送費除く)	国内部材による畜舎
20×20m	約500万円	約1,800万円
30×45m	約4,500万円	約5,700万円

7. 新たな畜舎建築基準等に対する農業者の意見

- 中間取りまとめを踏まえ、技術的基準等を検討している中、現場で農業者から意見を聴取
- 今後、専門家の意見を聴きながら、技術的基準の概ねの方向性を固め、農業者と意見交換を実施する予定。

新型コロナウイルスにより、現場に出向く機会は少なかったものの、9～10月にかけて現場で畜産農家からの要望を聴取。

<主な意見>

- 畜舎建築の確認申請が必要となる延床面積基準を大幅に引き上げてほしい。
- 畜舎建築基準に係る構造条件や、構造計算に係る係数等を緩和してほしい。
- 諸外国で安全性が担保されている低コスト資材・工法の導入に関する規制を緩和してほしい。

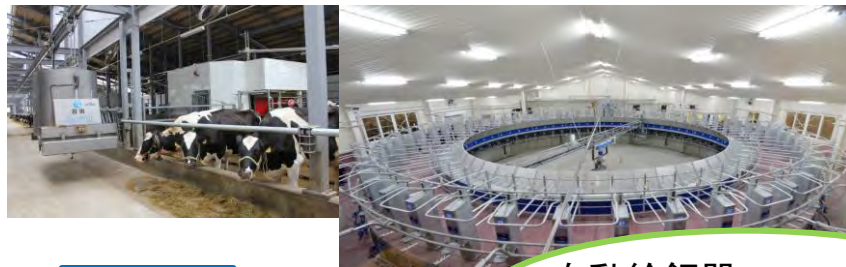
中間取りまとめを踏まえ、法律案及びソフト、ハード基準の具体的な内容（技術的基準）を検討。



現在、技術的基準等について、専門家の意見を聴きながら検討を行っているところであり、概ねの方向性が固まったところで、随時、農業者と意見交換を実施する予定。

8. 機械導入等に伴う経営コスト削減効果のモデル(酪農(北海道))

- 建築コストの削減に伴う資金を活用して、省力化機械を導入すること等で、農業従事者の労働時間を削減し、生乳生産コストの削減に寄与。
- 北海道の酪農経営のモデルで試算すると、省力化機械導入等に伴い生産費が年間7,300万円程度削減可能。



導入前

自動給餌器
搾乳ロボット (パーラー)

飼養頭数 (経産牛)	4 4 1
農業従事者数 (人)	1 6
農業従事者 1 人当たり年間労働時間 (hr/人)	2, 6 0 2
生乳 1 kg 当たり生産費 (円/kg)	1 0 9

導入後

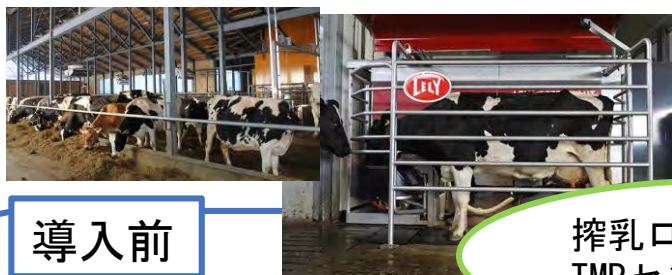
飼養頭数 (経産牛)	5 0 0
農業従事者数 (人)	7
農業従事者 1 人当たり年間労働時間 (hr/人)	2, 0 0 0
生乳 1 kg 当たり生産費 (円/kg)	9 3

省力化機械導入等に伴う生産費削減効果 : 1 6 円/kg

年間生産費削減効果 : 7, 3 0 0 万円(▲ 1 4 %)

9. 機械導入等に伴う経営コスト削減効果のモデル(酪農(都府県))

- 建築コストの削減に伴う資金を活用して、省力化機械（搾乳ロボット、搾乳ユニット自動搬送装置等）を導入すること等で、農業従事者の労働時間を削減し、生乳生産コストの削減に寄与。
- 都府県の酪農経営のモデルで試算すると、省力化機械導入等に伴い生産費が年間1,830万円程度削減可能。



導入前

搾乳ロボット
TMRセンターの活用

飼養頭数（経産牛）	99
農業従事者数（人）	3
農業従事者1人当たり年間労働時間（hr/人）	2,553
生乳1kg当たり生産費（円/kg）	122

導入後

飼養頭数（経産牛）	100
農業従事者数（人）	2
農業従事者1人当たり年間労働時間（hr/人）	1,800
生乳1kg当たり生産費（円/kg）	102

省力化機械導入等に伴う生産費削減効果：20円/kg

年間生産費削減効果：1,830万円(▲17%)